

令和3年10月14日

学生・院生の皆様
教職員の皆様

公立大学法人福岡県立大学学長

福岡コロナ警報の解除を踏まえた本学の対応について

皆様には、日頃より本学における新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福岡県の緊急事態措置は、9月30日をもって解除されましたが、県では感染の再拡大を防ぐため、10月1日から14日までの間、福岡コロナ警報を発動し、県民及び事業者等に対して引き続き感染防止対策の徹底を要請していたところです。

この度、10月14日をもって、福岡コロナ警報が解除されることになりましたが、本学においては、感染の再拡大に備え、15日以降も当分の間、下記のとおり取り組むこととしましたので通知します。

記

1 日常の行動について

「人にうつさない」、「人からうつされない」、「自分が感染しているかもしれない」という意識を常に持ち、自ら基本的な感染防止対策（三つの密の回避、手指消毒、マスクの着用等）を徹底した上で行動すること。

2 授業等について

- ・原則として対面授業を行う。
なお、基礎疾患等の理由により授業を受けることができないと認められた場合は、遠隔授業等によって対応する。
- ・対面授業が行えない科目は遠隔授業を行う。
- ・授業の一部に行えない回がある場合は対面・遠隔の混合授業を行う。
- ・学外における実習等については、実習先と必要な感染防止対策を調整の上、適切に対応すること。

※詳細は、「2021年度後期 福岡県立大学の授業実施方針」のとおり

3 サークル活動について

- ・緊急事態宣言解除に伴い10月1日（金）から活動再開を認める。
なお、今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、再度活動自粛を要請する場合もある。
- ・ただし、活動再開にあたっては、引き続き「換気の悪い密閉空間を避ける」、「多くの人々が密集する状態を避ける」「近距離での会話や発声を避ける」、「サークル活動前に体温測定、体調が悪いときは参加しない」、「熱中症に気を付けながらマスクを着用する」などの感染防止対策を報告すること。

4 学内施設の利用について

- ・大学施設の学外者の貸出停止は、当分の間継続する。
- ・附属図書館については、令和4年3月末まで学外者の利用を禁止する。

5 イベント等の開催について

- ・オンラインによる開催を検討すること。なお、対面による開催が可能となる場合も基本的な感染拡大防止対策（三つの密の回避、手指消毒、マスクの着用等）を徹底した上で開催すること。

6 研究活動について

- ・基本的な感染拡大防止対策（三つの密の回避、手指消毒、マスクの着用等）を徹底した上で実施すること。

7 会議の開催について

- ・参加人数の縮小や時間の短縮、Web会議の活用等を検討すること。
- ・会場では、部屋の換気やアルコール消毒液の設置、マスクの着用などの感染防止対策の措置を講ずること。

8 教職員の出勤等について

- ・人との接触を低減するため、自家用車等による通勤を推奨する。
- ・職場では、基本的な感染拡大防止対策（三つの密の回避、手指消毒、マスクの着用等）を徹底した上で勤務すること。

9 出張について

- ・出張命令の際には、命令権者は、出張先の感染状況を踏まえるとともに、業務上の必要性を個別に判断すること。
- ・出張にあたっては、必ず接触確認アプリ（COCOA）を登録しておくこと。
- ・出張を命令する際は、教職員に対し感染症対策の徹底を指導すること。
- ・自家用車で出張する際は、必要に応じ、乗車人数の縮小等により車内での

密集・密接状態を回避する、車中での密閉状態を避けるための換気を行うなど、適切に対応すること。

10 感染が疑われる場合について

当分の間、引き続き下記の対応をとること。

<学生・院生>

○次のいずれかに該当するときは、下記の電話番号又は2か所のメールアドレスあて報告（同報）の上、指示を受けること。

- 1 PCR検査の結果が陽性となった場合
- 2 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者と濃厚接触した場合
- 3 発熱、咳、倦怠感などの風邪の症状がある場合
- 4 味覚、嗅覚障害等の症状が出た場合

○電話：0947-42-2118（保健室：内線2017）

○連絡先（同報）：

oasis@fukuoka-pu.ac.jp 及び gakusei@fukuoka-pu.ac.jp

なお、メールには次の項目を記載の上、該当する上記項目の番号及び具体的内容について記入し、メールで送付すること。

件名 学生健康相談

学科： _____ 学籍番号： _____

氏名： _____ 電話番号： _____

項目番号 _____

具体的内容（症状等） _____

<教職員>

○次のいずれかに該当するときは、教員は学部長、事務職員は経営管理部長に報告の上、指示を受けること。

- 1 PCR検査の結果が陽性となった場合
- 2 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者と濃厚接触した場合
- 3 発熱、咳、倦怠感などの風邪の症状がある場合
- 4 味覚、嗅覚障害等の症状が出た場合